

飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第41号

飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年飯塚市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第6条 飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和2年飯塚市規則第16号。以下「会計年度任用職員勤務規則」という。)第7条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、会計年度任用職員給与条例<u>第7条の2各号</u>に規定する時間額で定める報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務規則第5条の規定により、あらかじめ同規則第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第6条 飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和2年飯塚市規則第16号。以下「会計年度任用職員勤務規則」という。)第7条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、会計年度任用職員給与条例<u>第7条第4項</u>に規定する時間額で定める報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務規則第5条の規定により、あらかじめ同規則第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤</p>

務した全時間に対して、勤務1時間につき、会計年度任用職員給与条例第7条の2各号に規定する時間額で定める報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第7条 会計年度任用職員勤務規則第10条に規定する休日及び同規則第11条に規定する休日の代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、会計年度任用職員給与条例第7条の2各号に規定する時間額で定める報酬の額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第8条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間(睡眠時間を除く。)に対して、勤務時間1時間につき、会計年度任用職員給与条例第7条の2各号に規定する時間額で定める報酬の額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

別表第3(第10条関係)

務した全時間に対して、勤務1時間につき、会計年度任用職員給与条例第7条第4項に規定する時間額で定める報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第7条 会計年度任用職員勤務規則第10条に規定する休日及び同規則第11条に規定する休日の代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、会計年度任用職員給与条例第7条第4項に規定する時間額で定める報酬の額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第8条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間(睡眠時間を除く。)に対して、勤務時間1時間につき、会計年度任用職員給与条例第7条第4項に規定する時間額で定める報酬の額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

別表第3(第10条関係)

会計年度任用職員期末手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.725		1.275
(略)			

会計年度任用職員期末手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.70		1.25
(略)			

別表第4(第10条の2関係)

会計年度任用職員勤勉手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.525		1.075
(略)			

会計年度任用職員勤勉手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.50		1.05
(略)			

第2条 飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第3(第10条関係) 会計年度任用職員期末手当支給割合表	別表第3(第10条関係) 会計年度任用職員期末手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.7125		1.2625
(略)			

別表第4(第10条の2関係)

会計年度任用職員勤勉手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.5125		1.0625
(略)			

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.725		1.275
(略)			

別表第4(第10条の2関係)

会計年度任用職員勤勉手当支給割合表

種別	1級相当の会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員	2級相当の会計年度任用職員
支給率	0.525		1.075
(略)			

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第3及び別表第4の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。